

黒石市地域公共交通計画策定調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、「黒石市地域公共交通計画」策定のため、必要となる調査及びデータの整理・分析・考察を行い、基礎資料の作成等の業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）による参加要件及び選定手続を定めるものである。

第2 業務概要

1 業務名

黒石市地域公共交通計画策定調査業務

2 業務内容

別添特記仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日（金）

4 業務規模

委託費総額 5,390,000 円（消費税及び地方消費税込み）以内

5 業務担当課

黒石市企画財政部企画課

住所 〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11-1

TEL 0172-52-2111（内線235）

FAX 0172-52-6191

E-mail kikaku@city.kuroishi.aomori.jp

第3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の資格条件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）令和5年度の黒石市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （4）暴力団（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第772号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

- (5) 青森県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体（地方公共団体が主体となる協議会を含む。）が発注した本業務と同種業務の元請として受注した実績を有する者であること。

第4 実施日程

項 目	日 程
実施要領等の公表日	令和5年5月31日（水）
プロポーザル参加申込受付	5月31日（水）～令和5年6月13日（火）
質問の受付	5月31日（水）～令和5年6月6日（火）
質問への回答	6月9日（金）
参加資格審査結果通知	6月16日（金）
企画提案書受付	6月16日（金）～令和5年6月29日（木）
第1次審査（書類審査）	7月上旬
第1次審査結果通知	7月上旬
第2次審査（プレゼン審査）	7月中旬
第2次審査結果通知	7月中旬
契約締結	7月中旬

※各日程については、変更が生じる場合がある。

第5 参加申込方法

プロポーザルに参加を希望する者は、以下の方法により参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 業務実績一覧（様式第2号）
- (2) 申込期間

令和5年5月31日（水）午前9時から令和5年6月13日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法

電子メールで提出すること。件名を「プロポーザル参加申込（事業者名）」とし、送信後に業務担当課に電話確認を行うこと。
- (4) 提出先

業務担当課
- (5) 結果通知

参加資格の審査結果については、参加表明を行った全ての者に対し、電子メールにて令和5年6月16日（金）午後5時までに通知する。
- (6) 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退をする場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

第6 質問

質問は以下の方法によるものとし、電話や口頭では受け付けない。

- (1) 提出書類
質問書（様式第3号）
- (2) 提出期限
令和5年6月6日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メールで提出すること。件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、送信後に業務担当課に電話確認を行うこと。質問が複数ある場合は、質問書1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。
- (4) 提出先
業務担当課
- (5) 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和5年6月9日（金）までに、黒石市ホームページにて随時公開するものとし、各質問者へ個別には回答しない。

第7 企画提案書

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 企画提案書提出届（様式4号） 1部
 - イ 企画提案書（任意様式） 8部
 - ウ 提案見積書（様式第5号） 1部
 - エ 見積内訳書（任意様式） 1部
 - オ 事業者概要書（様式第6号） 1部
- (2) 提出期限
令和5年6月29日（木）午後5時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
持参による受付は、平日の午前8時15分から午後5時までとする。郵送の場合は、期間内必着で提出すること。
- (4) 提出先
業務担当課
- (5) 企画提案書作成に当たっての注意事項
 - ア 失格事由
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。
 - （ア）企画提案競技審査会構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - （イ）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - （ウ）最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

- (エ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- (オ) 実施要領に反すると認められる場合
- (カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効とする。

ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

エ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

オ 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の変更、差し替え又は再提出を認めない。

カ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

ク その他

(ア) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

(イ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、企画提案競技審査会開催日前日までに、辞退届（任意様式）を業務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による受付は、平日の午前8時15分から午後5時までとする。郵送の場合は、事前に業務担当課に連絡すること。

(6) 見積書及び見積内訳書作成に当たっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書には見積もった税抜金額に消費税額を加算した金額を記載すること。

イ 業務完了後、受注者の財産となる性質の経費（機材の購入費や消耗品の範疇を逸脱した物品の購入費）については、委託費に含まない。（レンタル料等の経費は必要に応じて計上すること。）

ウ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定すること。

第8 審査方法等

1 審査方法

審査は、黒石市が定める委員により組織された「黒石市地域公共交通計画策定調査業務委託企画提案競技審査会」が行う。

また、審査は2段階での実施を予定しているが、本プロポーザルの参加者が3者以下の場合は、第2次審査から実施する。なお、いずれの審査も非公開とする。

2 第1次審査（書類審査）

審査会により、提出書類による審査を行い、第2次審査での説明を求める3者を選定する。

3 第2次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）及びヒアリング等を実施する。

（1）開催日時及び場所

日時は、令和5年7月中旬を予定する。正式な開催日時及び場所については、別途通知する。

（2）企画提案の所要時間（1提案者あたり）

プレゼンテーション20分以内

企画提案競技審査会構成員からの質疑10分程度

（3）説明資料及び機材

説明資料は企画提案書を用いて行うものとし、説明に必要な機材がある場合は持参すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは業務担当課で用意するので事前に連絡すること。

（4）注意事項

ア 企画提案競技審査会への出席は3名までとする。

イ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

ウ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

4 評価項目及び評価基準

別表のとおり

5 審査方法

（1）第1次審査

提出された企画提案書等を評価基準により書類審査を行い、評価点の上位3者を選定する。

（2）第2次審査

ア 提出された企画提案書の説明内容等を基に評価基準により審査を行い、総評価点が最高点の者を最優秀提案者、次点の者を次点者とする。ただし、総評価点が基準点（配点×0.6）に満たない場合は、選定せずに再度公募を実施する。

イ 同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案価格の安価な提案者を最優秀提案者とする。

ウ 提案者が1者のみの場合、評価の結果、基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とする。

6 審査結果の通知、公表

（1）第1次審査の選定結果については、速やかに参加者全員に対し、電子メール及び文書にて通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

（2）第2次審査の選定結果については、速やかに黒石市ホームページ上にて公表するとと

もに、参加者全員に対して電子メール及び文書にて通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

第9 契約

1 契約方法

黒石市と選定した最優秀提案者が協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、黒石市と優秀提案者の協議により最終的に決定する。

なお、優秀提案者との協議が不調に終わった場合は、次点者と協議を行う場合がある。

2 契約保証金

黒石市契約規則（平成29年5月2日規則第25号）第37条に規定のとおりとする。

第10 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受注者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができる。

3 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、黒石市個人情報保護条例（平成17年3月18日条例第3号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

4 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

第11 業務の継続が困難となった場合の措置について

黒石市と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、黒石市は契約の取消しをすることができる。この場合、黒石市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当業務の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、黒石市及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第12 問い合わせ先

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11－1

黒石市企画財政部企画課

TEL 0172-52-2111（内線235）

FAX 0172-52-6191

E-mail kikaku@city.kuroishi.aomori.jp

【評価項目及び評価基準】

評価項目	評価の視点	配点
実績・体制に関する項目		
① 業務実績	業務を遂行するのに有効な同種業務及び類似業務の実績を有しているか。	10
② 業務体制	業務を遂行するのに十分な体制が確保されているか。	10
企画提案に関する項目		
③ 作業工程	作業工程に無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。	10
④ 現状整理	地域特性や交通特性の現状整理ができている又は現状整理の手法が提案されており、その手法が適切か。	10
⑤ 実態・ニーズ把握	公共交通に関する実態・ニーズ把握の手法が提案されており、その手法が適切か。	10
⑥ 現行計画の検証	黒石市地域公共交通網形成計画の検証の手法が提案されており、その手法が適切か。	10
⑦ 課題整理	公共交通の課題整理の手法が提案されており、その手法が適切か。	10
⑧ 運営支援	会議の運営支援についての手法が提案されており、その手法が適切か。	10
⑨ 工夫提案	実績、ノウハウ、他事例等を活用した有効な提案が示されているか。	10
提案価格に関する項目		
⑩ 提案価格	価格は提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。	10
合計		100

【各評価項目の評価方法】

- ・極めて良好 配点×1.0
- ・良好 配点×0.8
- ・普通 配点×0.6
- ・やや不十分 配点×0.4
- ・不十分 配点×0.2
- ・提案無・評価不能 配点×0